より算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率とする。

（手持品課税等）

第三十九条　平成三十二年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2　前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）が、平成三十二年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合には、当該届出をした酒類の製造者又は販売業者が同年十月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

3　第一項の場合においては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

4　第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、平成三十二年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類及び醸造酒類にあっては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第六項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における新酒税法第三十条又は第十三条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下この条において「新災害減免法」という。）第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

新酒税法第三十条第一項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）
新酒税法第三十条第三項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第一項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）

新酒税法第三十条第五項	当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額	第二十三条に規定する税率（発泡性酒類及び醸造酒類にあつては、平成二十九年改正法附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により課されるものとした場合の酒税額
新災害減免法第七条第一項	課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税の額を除く。）	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この項において「平成二十九年改正法」という。）第七条の規定による改正後の酒税法第二十三条に規定する税率（同法第三条第三号に規定する発泡性酒類及び同条第四号に規定する醸造酒類にあつては、平成二十九年改正法附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により課されるものとした場合の酒税額
	酒税等の	酒税の
新災害減免法第七条第三項及び第四項	酒税等	酒税

5　前項の場合においては、旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類及び醸造酒類にあっては、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率）により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。

6　第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成三十二年十一月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その貯蔵場所において所持する第一項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分（品目を含む。第三号において同じ。）及び当該区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三　その貯蔵場所において所持する第四項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

四　前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

五　第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額の合計額を控除した残額に相当する酒税額

六　第二号に掲げる酒税額の合計額から第四号に掲げる酒税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

七　その他政令で定める事項

7　平成三十二年十月一日に第一項に規定する酒類を販売のため所持していないことにより前項の規定による申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、同日に第四項に規定する酒類を販売のため所持する場合において、その者が同年十一月二日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に同項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出をした税務署長に前項の規定による申告書を提出することができる。

8　第六項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第五号に掲げる酒税額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。